

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第82号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話(077)554-9271
FAX(077)554-9293
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL: http://www.s-seikan.or.jp/
発行日 令和3年7月19日

令和3年度定時総会を開催

すべての議案が原案どおり可決承認されました



去る5月27日(木)に令和3年度定時総会を守山市浮気町のライズヴィル都賀山において開催しました。

定時総会は、当協会の安田全男会長の挨拶に続いて、ご臨席を賜りました石河康久滋賀県琵琶湖環境部長様からご祝辞をいただいたのち、議長に当協会副会長の長谷川伸夫氏を選出して議事に入りました。

議事では、まず令和2年度事業報告、収支決算について承認され、令和3年度事業計画、収支予算を報告し承認されました。続いて特別会員崎山薫氏の任期満了による退任に伴い、新たに八田浩治氏が特別会員として承認されました。

また、本年は任期満了に伴う役員改選があり、理事13名、監事2名が新役員として選任されました。

なお、当日の定時総会出席者は82名(委任状によるものを含む。)でした。

矢野弘己氏が知事表彰を受賞されました

去る5月27日に開催された当協会の令和3年度定時総会に先立ち、滋賀県循環社会推進課関係生活環境改善事業功労者知事表彰として当協会理事の株式会社コテラ矢野弘己氏に対して石河康久滋賀県琵琶湖環境部長様より表彰状が授与されました。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰を受けられる矢野弘己氏】



【矢野弘己氏と石河康久部長様】

理事13名、監事2名が新役員として選任されました

新たに選任された役員は次のとおり。（敬称略）

理事	宮下	政之	(アムズ(株))	重任
理事	藤田	賢治	(フジクリーン工業(株))	重任
理事	藤田	義政	(大栄産業(株))	重任
理事	長谷川	伸夫	(滋賀フジクリーン(株))	重任
理事	北川	守	(北川産業(株))	重任
理事	矢野	弘己	(株)コテラ)	重任
理事	小山	浩	(株)水口テクノス)	重任
理事	鈴木	正	(株)日吉)	重任
理事	田中	将和	(株)ハウステクノ関ヶ原)	重任
理事	安田	全男	((公社)滋賀県生活環境事業協会)	重任
理事	小竹	茂夫	(滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課)	重任
理事	西村	利寿	(滋賀県土木交通部建築課建築指導室)	重任
理事	八田	浩治	((公社)滋賀県生活環境事業協会)	就任
監事	高村	隆	(有)湖東衛生社)	重任
監事	佐々木	克明	(税理士)	重任



挨拶

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 安田 全^{まさ} 男^お

本日は、公務ご多用のところ滋賀県琵琶湖環境部長の石河康久様を来賓にお迎えし、コロナ感染防止対策を徹底して、令和3年度定時総会を開催させていただきました。石河部長様はじめ役員及び会員の皆様には大変ご多用のところご出席いただき心から感謝申し上げます。また、平素より当協会の運営にご理解ご支援をいただき、衷心より御礼申し上げます。

先ほどは、矢野理事様の知事表彰ご受賞、誠におめでとうございます。今後の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

本日は、役員改選の年であり人事案件のほか、令和2年度の事業報告、収支決算についてお諮りいたします。

特に、令和2年度は、300万円余りの単年度赤字決算となっておりますものの、期末正味財産は2,600万円余りの残高を有し、公益法人認定法の収支相償原則の観点からは、今後も収支を均衡させ、公益目的事業のさらなる充実に努めコロナ感染防止対策等を確実に図りながら公益法人としての社会的責任を果たし持続可能な経営に努めて参ります。

つきましては、本日は短時間での終了を目途に積極的なご審議をお願い申し上げ、甚だ簡単でございますが冒頭の御礼の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。





祝 辞

滋賀県琵琶湖環境部長

石 河 康 久

令和3年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、一言お祝いを申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施等による適切な汚水処理の推進をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に御周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、先ほど功労者知事表彰を受けられました矢野様におかれましては、誠におめでとうございます。長年にわたる御貢献に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、今後、益々、御活躍されますことを御祈念申し上げます。

さて、本県は、近畿1,450万人の貴重な水源でもある琵琶湖を抱えることから、その水質の保全を図るため、地域の実情に合った生活排水対策を積極的に推進してきたところであり、令和元年度末の汚水処理人口普及率は98.9%で全国第2位と、全国平均を大きく上回っているところです。

浄化槽は、大規模システムである下水道などと役割を分担しつつ健全な水環境の構築に大きく寄与するものであり、浄化槽のもつ汚水処理能力を担保するためには、保守点検や清掃、法定検査の実施など日々の適切な維持管理が必要となります。

浄化槽の適正な維持管理の強化等を図るため、令和元年6月に浄化槽法が改正され、浄化槽管理

士に対する研修の機会の確保や法定協議会の設置、浄化槽台帳の作成等の規定が設けられました。

この法改正を受け、県では条例を改正し浄化槽管理士の知識や技術向上を図るための研修の受講を義務付けたところです。また、浄化槽台帳の整備をはじめ、浄化槽の維持管理、法定検査の推進を図るため、平成30年度に貴協会、県、市町および業界団体の四者で設立された滋賀県浄化槽適正管理推進協議会を法定協議会に移行し、滋賀県浄化槽適正処理促進協議会を設置することとなりました。

当協議会においては、滋賀県浄化槽適正管理推進協議会において、これまで協議を行ってきた内容を尊重し、協議の結果を引き継いでまいりたいと考えておりますので、協議会の今後の運営について御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、令和3年度定時総会のお祝いの言葉といたします。

崎山薫様に感謝状が授与されました

任期満了に伴いご退任された当協会前常務理事兼事務局長の崎山薫様に、長谷川副会長から協会の発展に多大なご尽力をいただいたことに対する協会からの感謝状が授与されました。



【感謝状を受けられる崎山薫様】



【崎山薫様と長谷川副会長】

協会役員、各委員会委員が決定されました

定時総会終了後に開催された第33回理事会において「部会の正副部会長の選出」「会長・副会長・常務理事の選定」「委員会の構成および正副委員長の選出」「顧問の選任」についてそれぞれ審議され、以下のとおり決定されました。

【部会理事名簿】

製造部会	部会長 副部会長	宮下政之 藤田賢治 藤田義政	アムズ(株) フジクリーン工業(株) 大栄産業(株)
工事部会	部会長 副部会長	長谷川伸夫 北川守己 矢野弘	滋賀フジクリーン(株) 北川産業(株) (株)コテラ
維持管理部会	部会長 副部会長	小山中 鈴木正和 田中将	(株)水口テクノス (株)日吉 (株)ハウステクノ関ヶ原

【役員等名簿】

会長	安田全男	(公社)滋賀県生活環境事業協会
副会長 (会長職務代行者)	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
副会長	宮下政之	アムズ(株)
〃	小山中浩治	(株)水口テクノス
常務理事	八小竹茂夫	(公社)滋賀県生活環境事業協会
〃	小西竹利	滋賀県循環社会推進課
〃	藤田賢治	滋賀県建築課建築指導室
〃	藤田義政	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	大栄産業(株)
〃	矢野弘	北川産業(株)
〃	鈴木正和	(株)コテラ
〃	田中将	(株)日吉
監事	高村隆	(株)ハウステクノ関ヶ原
〃	佐々木克明	(有)湖東衛生社
顧問	北川光明	税理士
		喜多嘉和(株)

【委員会委員名簿】

総務委員会

委員長	宮下政之	アムズ(株)
副委員長	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
委員	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	小山中浩	(株)水口テクノス
〃	鈴木正	(株)日吉

技術委員会

委員長	鈴木正	(株)日吉
副委員長	藤田義政	大栄産業(株)
委員	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	矢野弘	(株)コテラ
〃	田中将	(株)ハウステクノ関ヶ原

法定検査運営委員会

委員長	小竹茂夫	滋賀県循環社会推進課
副委員長	小西竹利	滋賀県建築課建築指導室
委員	宮下政之	アムズ(株)
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	小山中浩	(株)水口テクノス

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が設置されました

去る5月26日(水)に滋賀県大津合同庁舎において、滋賀県浄化槽適正管理推進協議会が開催され、法定協議会である「滋賀県浄化槽適正処理促進協議会」への引き継ぎ事項について協議され、当協議会において検討してきた「浄化槽台帳の整備」に関して引き継ぐことで了承されました。

その後、任意協議会である「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」が解散され、新たに法定協議会として「滋賀県浄化槽適正処理促進協議会」が設置されました。会長には滋賀県循環社会推進課長の小竹氏が、副会長には当協会の安田会長が選任されました。



【滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の様子】

令和3年度浄化槽関係市町担当者研修会を開催しました

令和3年6月23日(水)に県内市町の浄化槽関係事務を担う職員を対象に研修会を開催しました。

当日は14市町から16名の参加があり、県循環社会推進課からは、「浄化槽法の概要と浄化槽事務について」、また、協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査について」資料に基づいて説明し、日頃の業務に活用いただけるよう研鑽を深めました。

研修会の冒頭、当協会の八田事務局長から「浄化槽法の一部改正法が成立し昨年4月から施行された。その主な改正点として、休止浄化槽の取扱い、浄化槽台帳の整備、協議会の設置などが盛り込まれている。特に申し上げたいのは浄化槽台帳の整備であり、令和4年度末までに完了させることになる。本県においては、改正法に一步先んじて、県・市町・業界・指定検査機関の関係四者からなる任意協議会を設置し、浄化槽を巡る諸課題の解消に向けて検討を重ねてきた。先月26日にこれまでの任意協議会から、浄化槽法に基づく法定の協議会に引き継ぐかたちで滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が発足された。今後、浄化槽台帳整備ロードマップに沿って計画的、確実に進めていきたい。」とのあいさつがありました。



【研修会の様子】

● ————— 全浄連 第9回定時総会が開催されました ————— ●

一般社団法人全国浄化槽団体連合会の第9回定時総会が去る6月25日(金)に東京都新宿区の一般社団法人全国浄化槽団体連合会会議室において開催され2020年度事業報告書・収支決算が承認されるとともに、役員(理事)の補充選任が行われました。

また、2020年度公益目的支出計画実施報告書や2021年度事業計画・収支予算が報告されました。

なお、2021年度全浄連スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

《2021年度 全浄連スローガン》

「水環境を守ろう 単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換」

● ————— 全浄連 第9回定時総会 決議 ————— ●

1. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進
2. 二酸化炭素排出抑制補助事業の継続
3. 浄化槽整備区域における浄化槽の推進と積極的な浄化槽処理促進区域の指定
4. 法定検査、清掃、保守点検の状況を正確に把握する浄化槽台帳システム構築の推進
5. 保守点検業者登録制度と連携した全浄連方式の浄化槽管理士研修会の推進
6. 浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの積極的な導入推進
7. 浄化槽維持管理費用への公的支援の推進
8. 浄化槽設備士の工事施工技術水準の向上

2021年6月25日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会長 上 田 勝 朗

小山浩副会長に全浄連会長から顕彰状が贈呈されました

環境大臣表彰受賞者を対象とする全浄連会長顕彰状が当協会副会長で株式会社水口テクノス代表取締役の小山浩氏に贈呈されました。

これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰を受けられた小山浩氏】



【顕彰状】

事業継続計画を策定するとともに、 効率化11条検査実施要綱を改正しました

浄化槽の適正な維持管理を図るためには、大規模地震や感染症の大流行等の非常時においても浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査（11条検査）を継続して実施する必要があります。

当協会においては、令和3年4月に事業継続計画（BCP）を策定したところで、BCP発動基準を満たす事態が起こった場合の11条検査の取扱いについては、11人槽以上20人槽以下の浄化槽を効率化11条検査の対象として拡大することとしており、今般、効率化11条検査実施要綱の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しました。これらに基づいて「災害等における業務連携に関する協定書」を滋賀県環境整備事業協同組合のご理解を得て同日付で同組合と締結しました。

詳細は当協会ホームページ <http://www.s-seikan.or.jp/> をご覧ください。

令和3年度省エネ型浄化槽システム導入推進事業が 実施されています

温室効果ガス排出量の削減を目指して平成29年度より環境省が実施している省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、当協会は令和元年度から本事業に係る補助金の交付申請書の受付等の業務を行っており、本事業は、令和3年度においても令和2年度と同様に、18億円の予算措置がなされているところですが、令和3年度が最終年であることから、協会会員他関係業界の皆様には積極的な活用をお願いします。

詳細については全浄連ホームページ <http://www.zenjohren.or.jp> をご覧ください。

浄化槽管理士に対する研修会が開催されます

改正浄化槽法が令和2年4月に施行されたことに併せて「滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の一部が改正され、浄化槽保守点検業者は浄化槽管理士に対し、登録の有効期限内に1回以上、浄化槽の保守点検に関する知識および技能の向上を図るための研修であって、知事が指定するものを受けさせなければならないことになりました。

当協会は、浄化槽管理士に対する研修実施事業者として認定を受けるよう申請中であり、令和4年2月頃には研修会を開催できるよう現在準備中です。

詳細は、後日滋賀県等から案内される予定です。

全国浄化槽技術研究集会在開催されます

公益財団法人日本環境整備教育センター主催の「浄化槽の日」関連行事の一環として第35回全国浄化槽技術研究集会在令和3年10月19日(火)～20日(水)に愛媛県松山市で開催されます。

本研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に毎年開催されており、全国から大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、議会議員、浄化槽業界関係者等が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウムなどを通じた最新情報の提供や意見交換により、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助として期待されています。



協会事務所のお盆休業のお知らせ

8月11日(水)～15日(日)の間お盆休業のため、業務を休ませていただきます。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015 栗東市安養寺7丁目1番25号 ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271 / 554-9272

FAX 077-554-9293

